

# 茨木市地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業補助要綱

## (目的)

第1 この要綱は、本市の区域内において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号に規定する延長保育事業、同条第4号に規定する多様な事業者の参入促進・能力活用事業、同条第6号に規定する子育て短期支援事業、同条第9号に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第10号に規定する一時預かり事業、同条第11号に規定する病児保育事業及び同条第14号に規定する産後ケア事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業及び同条第20項に規定する児童育成支援拠点事業を実施する事業者（以下「事業実施者」という。）に対し、市が補助金を交付することにより、物価高騰に係る負担を軽減し、教育・保育サービス提供体制の維持・継続の支援を目的とする。

## (補助対象)

第2 補助の対象となる事業は、事業実施者が実施する国の子ども・子育て支援交付金交付要綱（以下「子ども・子育て支援要綱」という。）の地域子ども・子育て支援事業における事業継続支援事業（延長保育事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費に限る。）、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、産後ケア事業及び子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業に限る。）の補助要件を満たす事業とする。

## (補助対象経費)

第3 補助の対象となる経費は、安定的な事業運営を継続して提供できるような物品の購入等に係る経費とする。

## (補助金額)

第4 補助額は物価高騰に対応する物品の購入等に要する経費と子ども・子育て支援要綱に定める基準額のいずれか少ない額とする。

## (補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、事業継続支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

## (補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認

めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し事業継続支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（補助金の交付請求）

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けたものは、事業継続支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出し、概算払による補助金の交付を請求することができる。

（補助金の交付）

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適當と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

（変更の申請）

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において当該事業計画の内容を変更しようとするときは、第5に準じて事業継続支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更承認申請があった場合、市長は第6に準じて決定の内容を変更し、事業継続支援事業補助金変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、事業継続支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に収支決算書を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適當と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、事業継続支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の精算）

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、当該補助金について、精算の手続きを行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに事業継続支援事業補助金精算分交付請求書（様式第8号）により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

（立入検査）

第13 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第14 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならぬ。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならぬ。

(書類の保存)

第15 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならぬ。

(補助の取消し等)

第16 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不適当と認めたとき。

(国の要綱の順守)

第17 市長並びに補助金の交付を受けるもの及び受けたものは、この要綱に定めるもののほか、補助に際して、国の要綱の規定を順守しなければならない。

(市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年2月13日から実施し、令和7年10月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前の第8及び第12の規定により補助金の交付決定を受けた者に対する第13から第18までの規定は、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5関係）

年　月　日

（申請先）茨木市長

所在 地  
団体名  
代表者名

### 茨木市事業継続支援事業補助金交付申請書

茨木市事業継続支援事業補助金の交付を次のとおり申請します。

1 補助対象事業

2 交付申請額　　円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

様式第2号（第6関係）

茨木市指令 第 号

所在 地

団体名

代表者名

様

### 茨木市事業継続支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市事業継続支援事業補助金は、次の条件  
を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第7関係）

年　月　日

（請求先）茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

印

茨木市事業継続支援事業補助金交付請求書

年　月　日付け茨木市指令 第　　号で交付決定通知のあった茨木市事業継続支援事業補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象事業の内容

種 別	金 額

2 金 額（概算額）

様式第4号（第9関係）

年　月　日

（申請先）茨木市長

所在 地  
団体名  
代表者名

茨木市事業継続支援事業補助金交付変更承認申請書

年　月　日付け茨木市指令 第　号に係る茨木市事業継続支援事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助対象事業

2 変更内容

3 変更理由

4 変更前交付決定額 円

5 変更後交付申請額 円

6 差引増減額 円

様式第5号（第9関係）

茨木市指令 第 号

所在 地

団体名

代表者名

様

### 茨木市事業継続支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市事業継続支援事業補助金は、次の条件を付けて変更承認します。

#### 条 件

1 交付決定額 円

2 変更増減額 円

3 変更交付決定額 円

年 月 日

茨木市長

印

様式第6号（第10関係）

年　月　日

（報告先）茨木市長

所在 地  
団体名  
代表者名

### 茨木市事業継続支援事業補助金実績報告書

年　月　日付け茨木市指令 第　　号で交付決定通知を受けた事業  
が完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金精算額 円

4 補助事業の成果

5 添付書類  
収支決算書

様式第7号（第11関係）

茨木市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者名 様

茨木市事業継続支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市事業継続支援事業補助金実績報告書を審査の結果、事業補助金を次のとおり確定します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助金確定額 円

年 月 日

茨木市長

印

様式第8号（第12関係）

年　月　日

(請求先) 茨木市長

所 在 地

団 体 名

代表者名

㊞

### 茨木市事業継続支援事業補助金精算分交付請求書

年　月　日付け茨木市指令 第　　号で確定通知のあった事業補助  
金を次のとおり請求します。

#### 1 補助対象事業の内容

種 別	金 額

2 金 額 (精算額) 円